

生駒市の類似団体で過去に自治基本条例の条文を改正した自治体のうちから、改正の経緯や理由が HP で公表されているもの（※いずれも取組状況を勘案した見直し改正ではなく、文言等の修正である）

①国分寺市自治基本条例（東京都国分寺市）

- ・平成 28 年 4 月 1 日改正施行

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員の選出方法について、選挙による選出から市町村長が議会の同意を得て任命する方式に改められたため、第 22 条第 2 項に「農業委員会の委員」を加えた。

また、常用漢字表の見直しにより、条例制定当時、常用漢字表外であったため、ルビを振っていた崖線の「崖」の字、湧水の「湧」の字、「創られてきた」の「創」の字がそれぞれ追加されたことから、ルビを振る必要がなくなったので、あわせて前文を改正した。

- ・平成 28 年 10 月 3 日改正施行（一部、平成 29 年 4 月 1 日改正施行）

新たな市の基本構想である『国分寺市ビジョン』の策定等を議会の議決すべき事件とするため、改正した。

また、新たな総合計画である『国分寺市総合ビジョン』は、従前の基本構想、基本計画及び実施計画の 3 層構造から、『国分寺市ビジョン』と『国分寺市ビジョン実行計画』の 2 層構造となることから、それに伴う文言整理等の改正をした。

②多治見市市政基本条例（岐阜県多治見市）

- ・平成 20 年 1 月 1 日改正施行

第 20 条第 4 項について、総合計画の基本計画が、議会の議決要件となるよう改正した。基本計画（基本構想を実現するために必要な施策を具体的・体系的に明らかにしたもの）については、地方自治法上、議会の議決を必要としていないが、多治見市は独自に、基本計画についても議会議決を経て策定することとした。

また、第 25 条について、健全な財政に関して必要な事項は、条例で定めることを明記した。今後、この「多治見市健全な財政に関する条例」に基づいて財政運営を行っていく。

- ・平成 22 年 4 月 1 日改正施行

第 9 条について、議会や、議会の議員の責務などの基本的な事項について、条例で定めることを明記した。議会の基本理念、議会や議員の責務と活動の原則など議会に関する基本的事項を定めた多治見市議会基本条例が議会により提案され、可決された。

また、第 30 条について、「権利救済制度」を「是正請求制度」に改めた。市の行為などに対して是正を求める請求を公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の

権利利益の保護を図るとともに、市政の適正な運営に資するため、是正請求制度を設ける。

③草津市自治体基本条例（滋賀県草津市）

- ・平成 27 年 1 月 1 日改正施行

平成 26 年 11 月草津市議会定例会にて可決された草津市議会基本条例第 15 条で、草津市総合計画のうち「基本構想」および「基本計画（方針および施策に限る）」を議決の対象としている。

草津市自治体基本条例第 13 条第 3 項に、「基本構想は、議会の議決を経て策定する。」と規定していることから、草津市議会基本条例の制定に伴い、同一の議決事件について、複数の条例に根拠が存在することになるため、当該規定を削除した。